

国内募集型企画旅行 ご旅行条件書 ※お申し込みいただく前に必ずお読みください。
 (旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)・(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

1. 国内募集型企画旅行 ご旅行条件

- (1) 株式会社 UNA ラボラトリーズ(以下「当社」といいます)は当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の提供する運送、宿泊その他のサービスの提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (2) ご旅行条件は、下記条件のほか、コースごとに記載されている条件、ホームページ(ご旅行案内)、確定書面及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。なお、当社旅行業約款は、当社ホームページ(<https://unalabs.jp/>)からご覧になれます。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立

- (1) 当社は電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前(日帰り旅行は 11 日前)までに全額をお支払いいただきます。
- (3) 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とします。15 歳以上 20 歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますので、お申し出ください。
- (4) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部又は全額(当社が申込金を定めた旅行については、申込金)を受領したときに成立します。また当社は、団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の代表者(以下「契約責任者」といいます)より旅行代金の一部または全額(当社が申込金を定めた旅行については、申込金)を受領した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。但し、申し込み時に各参加者が別々にお支払いになる旨を当社にお申し出いただいた場合を除きます。
- (5) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、動物食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただきます。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) お申込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りいたします。ただし旅行開始日の 7 日前以降のお申し込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることができます。なお期日前であっても、お問い合わせがあれば手配状況についてご説明いたします。
- (10) 当社は EU 一般データ保護規則(GDPR)に対応していないため、EEA(EU28 ケ国+アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)域内在住者はご了承の上お申し込みください。

3. 旅行代金に含まれるもの

Web サイト又はパンフレットに明示したツーリズムプログラム費用、アクティビティ(サイクリング、ウォーキング等)代、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、及び消費税等諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限ります)。

※ 上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくとも払戻しません。

※ 幼児への食事・寝具・列車座席の提供はございません。

4. 旅行代金に含まれないもの

第 3 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費、食事代、入場料等諸費用
- (2) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

- (4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアーの代金
- (6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (7) 傷害・疾病に関する医療費

5. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することができます。またその変更に伴い旅行代金を変更することができます。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することができます。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。ただし、緊急の場合において、やむをえないときは、変更後に説明します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払戻しいたします。
- (3) 本項(1)の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することができます。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

6. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する費用とともに当社に提出していただきます。

7. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。
 なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とし、それ以外の申出については、翌営業日に申し出がなされたものとみなします。
- (2) 取消料区分並びに取消料

旅行開始の前日から起算して	宿泊付き旅行	日帰り旅行
20 日前～8 日前の解除	旅行代金の 20%	—
7 日前～4 日前の解除	旅行代金の 30%	—
3 日前～2 日前の解除	旅行代金の 30%	
前日の解除	旅行代金の 40%	
当日の解除	旅行代金の 50%	
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	

(3) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払い戻しいたします。

イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第 14 項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。

ロ. 第 5 項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。
 ニ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- (4) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。

取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払戻しいたします。

8. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行

開始前に旅行契約を解除することがあります。

- イ. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
- ホ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行サービス等提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ト. お客様が第15項又は第16項に違反することが判明したとき。

9. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様による解除および払い戻し

- イ. お客様のご都合により途中で離団し、または、集合時間を過ぎても集合場所にお越しにならない場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ロ. お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。
- (2) 当社による解除および払い戻し
当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。
- イ. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

10. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

11. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。
- (3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行等サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、感染症の拡大、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害（旅行等サービスに参加するための交通費、宿泊費を含むが、この限りではない。）を賠償する責任を負うものではありません。

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについ

て、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

- (4) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

13. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

- (1) 細菌性食物中毒によるもの
- (2) 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害
- (3) お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、危険な運動中の事故によるもの
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるもの

14. 旅館保証

- (1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。

イ. 次に掲げる事由による変更

- (a) 天災地変 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (f) 初日の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- ロ. 第7・8・9項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金額による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
- (4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行 開始前	旅行 開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.0	5.0

（注1）上記の表において、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいです。

（注2）確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき、1件として取り扱います。

（注3）第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件と

して取り扱います。

(注)第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適合せず、第8号によります。

15. 禁止行為

- 参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
 - (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
 - (3) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
 - (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
 - (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
 - (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

16. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - イ. 暴力的な要求行為。
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ホ. その他、前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、参加者が第16項第1号、第2号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因した関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

17. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、お客様からの電話、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、受託旅行業者(販売店)において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

※このほか、当社および当社グループ企業では、

- ①当社が発行する書籍およびその他旅行広告等のご案内
- ②当社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ③保険等のご案内
- ④旅行参加後のご意見やアンケートのお願い
- ⑤特典サービスの提供
- ⑥統計資料の作成
- ⑦当社事業への参画のご案内にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴およびメールアドレスを商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。

(3) グループ企業名称については、当社ホームページ
(https://unilabs.jp/#sec_companies)をご参照ください。

(4) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

○任意保険について

ご参加の際は、国内旅行保険に加入されることをおすすめします。

○旅行の再実施について

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

○基準期日

この旅行条件は当社2021年9月1日現在を基準としております。